

資料19-1-15 主な検査対象機関及び根拠法令

検査対象	対象数	検査の根拠法令
都市銀行	7	銀行法第25条
長期信用銀行	3	長期信用銀行法第17条
信託銀行	36	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条
地方銀行	64	銀行法第25条
第二地方銀行	54	銀行法第25条
信用金庫	350	信用金庫法第89条
労働金庫	22	労働金庫法第94条
信用協同組合	248	協同組合による金融事業に関する法律第6条
生命保険会社	43	保険業法第129条
損害保険会社	59	保険業法第201条
証券会社	287	証券取引法第59条 外国証券業者に関する法律第31条
投資信託委託業者	87	投資信託及び投資法人に関する法律第39条
投資顧問業者	631	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条
信用農業協同組合連合会	47	農業協同組合法第94条
信用漁業協同組合連合会	33	水産業協同組合法第123条

(注1) 対象数については、平成14年3月31日現在。

(注2) 信用金庫については、信金中央金庫を含む。

(注3) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。

(注4) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。